

四日市市資源集団回収制度の手引き【第六版】



新聞紙・チラシ



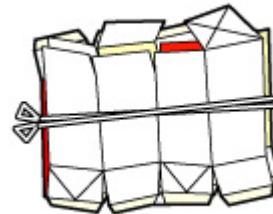
ダンボール



布・衣類



雑誌・雑紙



紙パック

問い合わせ先：四日市市 環境部 生活環境課 ごみ減量推進係

TEL：059-354-8192 FAX：059-354-4412

Mail : seikatsukankyou@city.yokkaichi.mie.jp

目 次

I	資源集団回収助成制度について	· · · · · P. 1
II	資源集団回収実施から助成金交付までの流れ	· · · · · P. 1
II-①	資源集団回収の団体登録について	· · · · · P. 2
II-②	資源集団回収の実施	· · · · · P. 3
II-③	助成金の請求	· · · · · P. 4
III	資源集団回収の実施方法について	· · · · · P. 5
IV	各種記入例	· · · · · P. 6
V	Q & A	· · · · · P. 13
VI	訂正の方法について	· · · · · p. 15

I 資源集団回収助成制度について

四日市市では、地域の中で住民の皆さん之力によって、資源リサイクルのための集団回収を行い、ごみを減量していただくとともに、この活動を通じて『地域社会づくり』を一層推進していただこうと、資源集団回収助成制度を設けています。助成には一定の条件がありますので、以下の内容をよくお読みいただいて、本制度をご利用ください。

・資源集団回収の概要

助成金交付の対象　：地域住民で構成する団体で、資源集団回収団体登録をした団体
助成金額　　：回収量（kg）×5円
対象となる資源物　：新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック、布・衣類

II 資源集団回収実施から助成金交付までの流れ

STEP 1 資源集団回収団体登録 2ページへ

資源集団回収を実施する前に、団体を登録しましょう。
助成金の交付を受けるには、団体の登録が必要です。



STEP 2 資源集団回収の実施 3ページへ

資源物を集め、再生事業者に引き渡しましょう。
資源物の売却益は団体の活動資金としてご活用ください。
資源集団回収の実施方法によっては、助成金交付の対象とならない場合
がありますので、ご注意ください。 (5ページ参照)



STEP 3 助成金の請求 4ページへ

資源集団回収を実施した後、助成金の申請をしましょう。

STEP 1

II - ① 資源集団回収の団体登録について

◆必要書類・・・〇四日市市資源集団回収団体登録申請書（第1号様式）

〇四日市市資源集団回収事業計画書（第2号様式）

〇債権者登録申出書 〇その他市長が指示する書類

→ 記入例は6～10ページ

◆提出窓口・・・お住まいの地区の市民センター

◆ 資源集団回収の助成金を受け取るためには、事前に団体登録をしていただき、登録団体になる必要があります。

登録ができるのは、地域住民で構成する団体です。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする団体は、登録団体になることができません。

◆ 資源集団回収の団体登録をするには「四日市市資源集団回収団体登録申請書」を提出する必要があります。6ページの見本のとおり記入の上、「債権者登録申出書」、「四日市市資源集団回収事業計画書」とともに、お住まいの地区の市民センターにご提出ください。

申請書の内容を審査した上で、「四日市市資源集団回収登録団体認定通知書」を送付いたしますので、同書類を受け取った後に、資源集団回収を実施してください。

◆ 団体の代表者様や振込口座の変更、廃止する場合には、その都度「四日市市資源集団回収団体登録 変更・廃止 届出書」の提出が必要となります。団体登録を毎年提出する必要はありません。

その他、団体名や回収方法、回収拠点、再生事業者などの変更の際にも、「四日市市資源集団回収団体登録 変更・廃止 届出書」の提出が必要となります。

〈振込口座の変更について〉

口座名の場合：「四日市市資源集団回収団体登録 変更・廃止 届出書」の提出

振込先（銀行・口座番号）の場合：「四日市市資源集団回収団体登録 変更・廃止

届出書」、「債権者登録申出書」の提出

STEP 2

II – ② 資源集団回収の実施

- ◆ 必要書類・・・〇四日市市資源集団回収事業計画書（第2号様式）

→ 記入例は8~9ページ

- ◆ 提出窓口・・・市役所生活環境課、各地区市民センター

◆ 資源集団回収を実施する前に、「四日市市資源集団回収事業計画書」を提出していました
だく必要があります。「四日市市資源集団回収事業計画書」は年度ごとに必ず提出して
いただく必要があり、提出されていない場合、助成金を交付することができませんの
で、ご注意ください。

「四日市市資源集団回収事業計画書」には資源物を集める拠点を示した位置図を添
付してください。

◆ 「四日市市資源集団回収事業計画書」を提出した後、資源集団回収を実施してい
だくことになります。助成金の対象となるものは「新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、
紙パック、布・衣類」です。

◆ 実施方法によっては、助成金交付の対象とならない場合がありますので、ご注意く
ださい。5ページの例を参考にして実施していただきますようお願いします。ご不明
な点があれば、生活環境課までお問い合わせください。

STEP3

II - ③ 助成金の請求

◆必要書類・・・〇四日市市資源集団回収 実績報告書・助成金交付申請書兼請求書

(第5号様式)

〇四日市市資源集団回収引取明細書 (第6号様式)

→ 記入例は11～12ページ

◆提出窓口・・・市役所生活環境課、各地区市民センター

◆提出期限・・・集団回収実施後60日以内（または当該年度末のいずれか早い日まで）

△ 資源集団回収実施後、60日以内（または当該年度末のいずれか早い日まで）に「四日市市資源集団回収 実績報告書・助成金交付申請書兼請求書」、「四日市市資源集団回収引取明細書」を生活環境課または、各地区市民センターに提出してください。

△ 「四日市市資源集団回収引取明細書」は再生事業者の名前が記載されていることを確認してください。

※ 提出の際には、事前にコピーを取っていただくようお願いします。

III 資源集団回収の実施方法について

助成金の交付の対象となるのは、家庭から出される資源物（紙類、布・衣類）を住民団体自らが集める回収方法です。

対象となるもの【○】

1. 回収拠点を設けて回収する場合

各団体自らが家庭から出された資源物（紙類、布・衣類）の回収を行い、回収拠点を設けたうえ、その拠点において再生事業者に引き渡す方法。

2. 地域のごみ集積場を利用する場合

市が指定する資源収集日と別の日を設定し、再生事業者に引き渡す方法。

3. 戸別回収の場合

再生事業者に回収させるのではなく、団体自らが各戸を訪問して回収し拠点に集める方法。

なお、数世帯ごとに集めて、再生事業者に引き渡す場合は戸別の扱いとはしません。

対象とならないもの【×】

1. 地域のごみ集積場において、市の指定する資源収集日と同日に再生業者が回収する方法

2. 再生事業者が戸別（玄関先）に回収する方法

※再生事業者による戸別収集を実施する場合は、助成金の交付対象にはなりませんが、再生事業者の買い取りによる売却益は団体の収益として受領できます。

四日市市資源集団回収団体登録申請書

四日市市長

団体名	四日市子ども会		
代表者	郵便番号	510-8601	
住所	四日市市 諏訪町1番5号		
氏名	四日市 太郎		
電話	059-354-8192		

署名もしくは記名押印
(代表者印がない場合は
代表者の私印でも可)

四日市市資源集団回収助成金交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。

1 団体の構成員	記	40 人
2 資源回収の計画		
実施予定回数	(年12回)	
実施予定月	(毎月第3日曜日))
引取予定再生事業者	(OOOOO))

上記の団体は当管内において地域活動をしている団体であることを認めます。

地区市民センター館長

印

※地区市民センター館長又は関係部局の副印を受けること

※添付書類 ①債権者登録申出書兼口座振込申出書 ②その他市長が指示する書類

環境部 生活環境課
(TEL 059-354-8192)

債権者登録申出書兼口座振込申出書

四日市市長

申出日 年 月 日

異動事由発生日 年 月 日

区分	1.登録	2.変更	3.廃止	債権者コード	12345678901234567890
----	------	------	------	--------	----------------------

〒・住所 住所	〒	5	1	0	-	8	6	0	1					
		三	重	県	四	日	市	市	諏	訪	町			
		1	番	5	号									

(個人の場合)

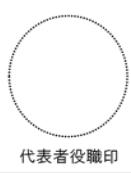


個人印

(法人の場合)



法人会社印



代表者役職印

氏名 名称 (注1)	漢字	四	日	市	子	ど	も	会						
		ヨ	ツ	カ	イ	チ	コ	ト	。	モ	カ	イ		
		カ	ナ											

「職名(肩書き)」と「代表者名」の間は、1文字分の空白を入れてください。

代表者 (注2)	職名 氏名	四	日	市	太	郎								

電話 (059) 354-8192

FAX (059) 354-4412

今後四日市市より支払がある場合、特別な場合を除き、下記口座へ振り込んでください。

通常分 口座	金融機関	四日市	銀行 信金 信組 農協	諏訪	支店 支所									
	預金種別	普通(総合)	2.当座	3.その他	口座番号	0	1	2	3	4	5	6		
	口座名義 (カタカ ナ)	ヨツカイチコト	モカイ	カイケイ	ヨツカイチハナコ									

工事の み	金融機関	銀行 信金 信組 農協	支店 支所											
	預金種別	1.普通(総合)	口座番号											
	口座名義 (カタカ ナ)													

債権者 連絡先	所属	
	担当	

返送先	四日市市役所
	生活環境 課

※太ワク内ののみ記入し、押印後、取引相手先課まで返送してください。

※提出後、登録内容に変更があった場合、取引相手先課へ変更等の申出をしてください。

(注1) 個人の場合は個人氏名、会社・団体などの場合はその名称をご記入ください。

(注2) 法人の場合のみ代表者の職名と氏名(漢字)をご記入ください

(注3) 債権者以外の第三者の口座への振込を希望される場合には委任状が必要となりますのでご注意ください。

四日市市資源集団回収事業計画書

四日市市長

団体名	四日市子ども会	署名もしくは記名押印（代表者印がない場合は代表者の私印でも可）
		[登録第 中部-1号]
代表者	郵便番号 510-8601	
		住所 四日市市 諏訪町1番5号
氏名	四日市 太郎	
		電話 059-354-8192

四日市市資源集団回収交付金交付規則第3条第6項の規定により、次のとおり ○○ 年度の事業計画書を提出します。

資源物拠点回収の計画

記

回収拠点を設け回収し、再生事業者に引き渡す場合は、拠点の数は数世帯に、1か所程度としてください。

拠点回収実施場所 別紙位置図のとおり

(※資源物を集める箇所を地図に書き込んだものを添付してください。)

実施予定日 每月第3日曜日

年間実施予定回数 12回

市の資源の収集と同じ日にごみ集積場を使用する方法と、再生事業者による戸別収集は助成の対象となりません。

実施時間 9時から 11時まで

実施方法 別紙の集積箇所に資源物を持ち寄ってもらう。再生事業者はそこまで取りに来る。

(再生事業者による戸別収集は交付金の対象とはなりません。)

再生事業者 ○○○○○

回収する品目 新聞紙 / 雑誌・雑紙 / ダンボール / 紙パック / 布・衣類
(回収する品目に○をつける)

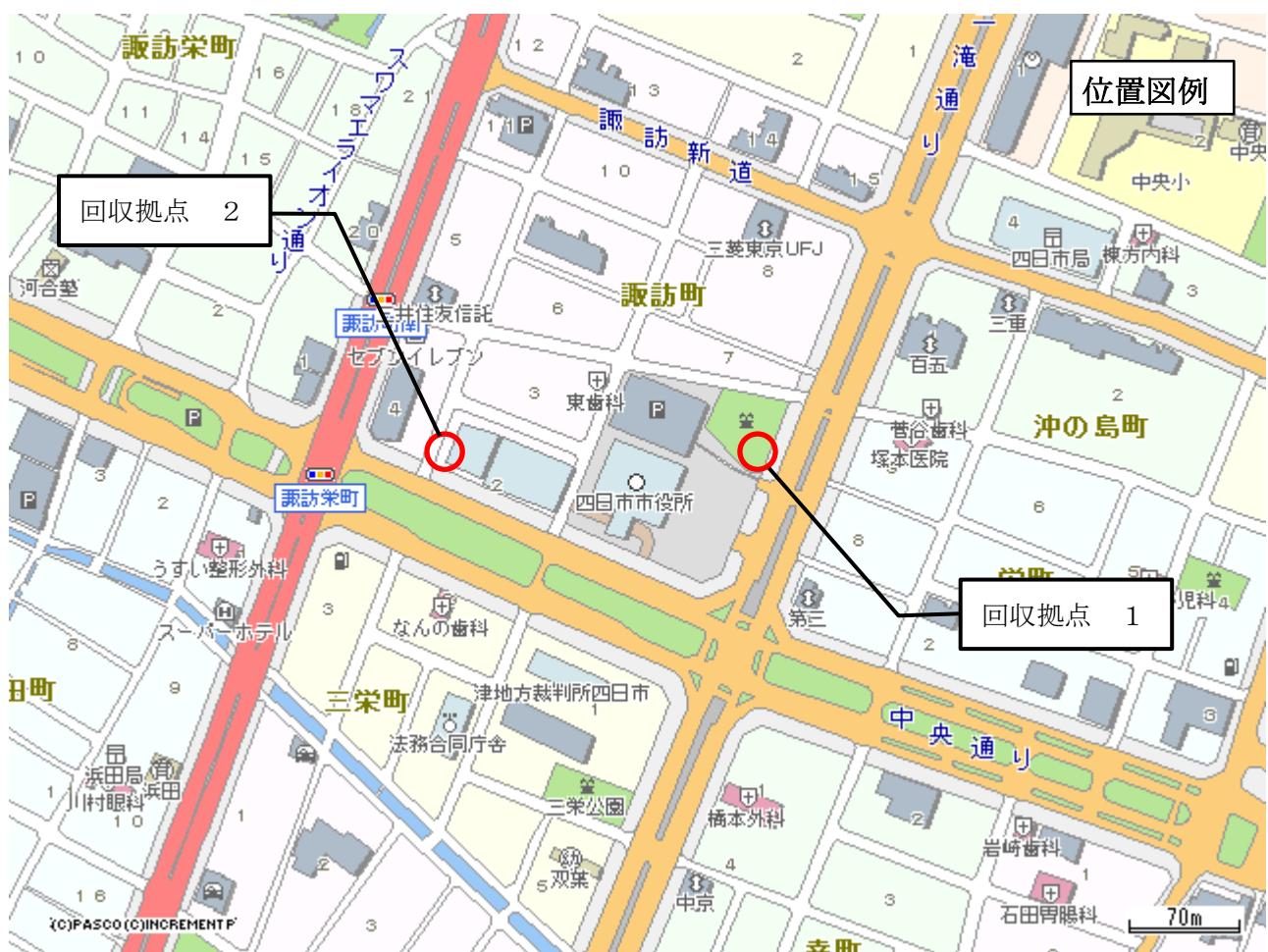
添付書類 ①位置図 ②変更届（代表者、振込口座変更の場合のみ）

環境部 生活環境課
(TEL 059-354-8192)

位置図

地図に資源物の回収拠点を記したもの。

四日市子ども会 資源集団回収 回収拠点



第4号様式（第3条関係）

年 月 日

四日市市資源集団回収団体登録 変更・廃止届出書

四日市市長

団体名	四日市子ども会	
〔登録第 中部-1号〕		
郵便番号	510-8601	
住所	四日市市 諏訪町1番5号	
氏名	四日市 太郎	印
電話	059-354-8192	

四日市市資源集団回収助成金交付規則第3条第6項の規定により、次のとおり登録の変更・廃止を申請します。

該当する事項に チェックを記入		記	代表者が変更の場合 のみ記入
変更事項		前代表者名 四日市 太郎	口座が変更の場合のみ 記入（変更後の口座情報 をご記入ください）
<input checked="" type="checkbox"/> 代表者 <input checked="" type="checkbox"/> 口座の変更		新代表者名 四日市 次郎	
		振込先 四日市 銀行	諏訪 支店 支店 支店
		口座番号 0123456	
		口座名 ヨッカイチコドモカイ カイケイ ヨッカイチハナコ 四日市子ども会 会計 四日市 花子	
理由		登録廃止の場合のみ記入 ooooo	
廃止			

環境部 生活環境課
(TEL 059-354-8192)

四日市市資源集団回収 実績報告書・助成金交付申請書兼請求書

四日市市長

団体名

四日市子ども会

【登録第 中部-1】

号】

代表者

「登録団体認定通知書」
のとおり正確に記入し
てください

住所 四日市市 諏訪町1番5号

署名もしくは記名押印（代
表者印がない場合は代表者
の私印でも可）

氏名 四日市 太郎

電話

059-354-8192

※氏名の記載にあたっては、申請者の署名または記名押印とすること。

四日市市資源集団回収助成金交付規則第6条第1項の規定により、次のとおり実績を報告し、助成金の交付を請求します。

記

引取量合計を資源回収量

引取合計金額を資源売却金額へ転記してください

- 1 集団回収実施日
- 2 資源回収量
- 3 資源売却金額
- 4 助成金請求額

○○年	○月	○日
合計重量	1,000	kg
金	2,000	円
金	5,000	円

資源回収量 (kg) × 5 (円)
が助成金の請求額となります。
請求額の訂正はできません。

振込については、会計担当者
下記口座に振込をしてください。

四日市 花子

に領収を委任しました。

振込先	四日市		銀行	信金・組合・農協	諏訪支店	店
預金種目	1 普通	2 当座		口座番号	0123456	
口座名義人	(フリガナ) ヨッカイチコドモカイ	カイケイ	ヨッカイチハナコ	会計	四日市 花子	

口座名義人に入っている方のお名前が代
表者とは別の方の場合のみ記入

環境部 生活環境課
(TEL 059-354-8192)

四日市市資源集団回収引取明細書

団体名 四日市子ども会[登録第 中部-1 号]代表者 住所 四日市市 諏訪町1番5号氏名 四日市 太郎

様

引取業者 所在（住所） ※以下は再生事業者が記入しますので
何も書かないで下さい

名 称

代表者

電 話

○○年 ○月 ○日に上記団体が実施した資源回収の引取量及び引取金額は下記のとおりです。

記

明細

		数量 (kg)	単価 (円)	金額
古 紙 類	新 聞 紙	300kg	3 円	900 円
	ダンボール	250kg	2 円	500 円
	雑 誌 等	200kg	1 円	200 円
	牛乳パック	100kg	4 円	400 円
布 類		150kg	0 円	0 円

引取量合計	1,000kg	引取合計金額	2,000 円
-------	---------	--------	---------

※団体名及び代表者の住所・氏名は回収団体で正確にご記入ください。

※引取業者は、資源回収品を受け入れたとき、この明細書を早急に回収団体へお渡しください。

環境部 生活環境課
(TEL 059-354-8192)

Q & A

Q1 : 資源集団回収の助成金の申請書類などはいつまでに提出したらいいですか？

A1 : 資源集団回収実施後、60日以内（または当該年度末のいずれか早い日まで）に申請書類をご提出いただきますようお願いします。

60日を経過しますと、書類を受理できかねますので、くれぐれもご注意ください。

Q2 : 申請の書類を提出してから、助成金の振込にはどのくらいかかりますか？

A2 : 当該月の10日までに正式な書類を生活環境課へご提出いただければ、原則として、同月の銀行の営業最終日にお振込みいたします。10日が土日祝日である場合は前営業日までに、生活環境課へご提出いただくようお願いします。

例) 9月10日（日）の場合は・・・

【提出日】9月8日（金） ⇒ 【振込日】9月の銀行の営業最終日

【提出日】9月11日（月） ⇒ 【振込日】10月の銀行の営業最終日

Q3 : 「四日市市資源集団回収 実績報告書・助成金交付申請書兼請求書」や「四日市市資源集団回収引取明細書」がなくなってしまいました。

A3 : 各種申請書類は市役所生活環境課または各地区市民センターにありますので、お申し出ください。また、四日市市HPでも掲載しております。

なお、当該年度に活動実績があった団体には申請書類一式を送付しています。

Q4 : 「四日市市資源集団回収 実績報告書・助成金交付申請書兼請求書」や「四日市市資源集団回収引取明細書」の控えはもらえますか？

A4 : 窓口で控えはお渡ししておりませんので、提出前にコピーをとっていただくようお願いします。

Q5 : 年度の途中で回収方法を変更したい場合は届け出はいりますか？

A5 : 回収方法を変更する場合は、「四日市市資源集団回収事業計画書」の提出が必要になります。

Q6 : 紙類や布・衣類だけでなく、飲料缶などの資源物も回収してもいいですか？

A6 : 自主的に対象品目以外の資源物を回収していただくことは問題ありません。しかし、助成金交付の対象となるのは紙類、布・衣類のみなので、その他の品目については、助成金の交付はできません。

「四日市市資源集団回収 実績報告書・助成金交付申請書兼請求書」等には対象品目以外の資源物の回収量は計上しないでください。

Q7 : 「地域のごみ集積場において、市の指定する資源収集日と同日に再生事業者が回収する方法」や「再生事業者が戸別に回収する方法」が助成金の交付の対象にならないのはなぜですか？

A7 : この四日市市資源集団回収制度の目的は、「ごみの減量及び資源の有効利用の促進を図るとともに地域社会づくりに資すること」を目的としています。

近年、地域の事情に合わせて、様々な回収方法が行われるようになりました。

団体のみなさまが回収に回り、再生事業者に引き渡すといった従来から的方法で実施されている一方で、市の指定する収集日に持ち寄られたものを、そのまま再生事業者が回収する方法や、利便性が良いとの理由から、再生事業者による戸別回収など、すべてを再生事業者に任せているものも見受けられます。

このように、回収方法の差異によって各団体の負担も異なるものに対し、一律の助成金額を交付していることは、公平性、平等性が保たれないこと、また、再生事業者による戸別回収については、回収時の手間と費用がかさむため、資源物の売却金額が低くなる場合や、市況によって売却益がマイナスとなる恐れもあることから、市としては、本制度の適正な運用に努めることはもとより、各団体が適正に助成金受給が得られるよう、一部の回収方法に関して助成の対象から外すこととなりました。

（5ページ参照）

Q8 : 再生事業者が各家庭を戸別で収集する方法を続けたいのですが、可能でしょうか？

A8 : 再生事業者が各家庭を戸別で収集する方法は、助成金の交付の対象にはなりませんが、団体としてその方法を続けることを妨げるものではありません。

前述のとおり、助成金を交付することはできませんが、回収した資源物の売却益は団体の収益としてお受け取りください。

Q9 : 資源集団回収を始めたいのですが、どのような再生事業者に回収してもらえばいいかわかりません。

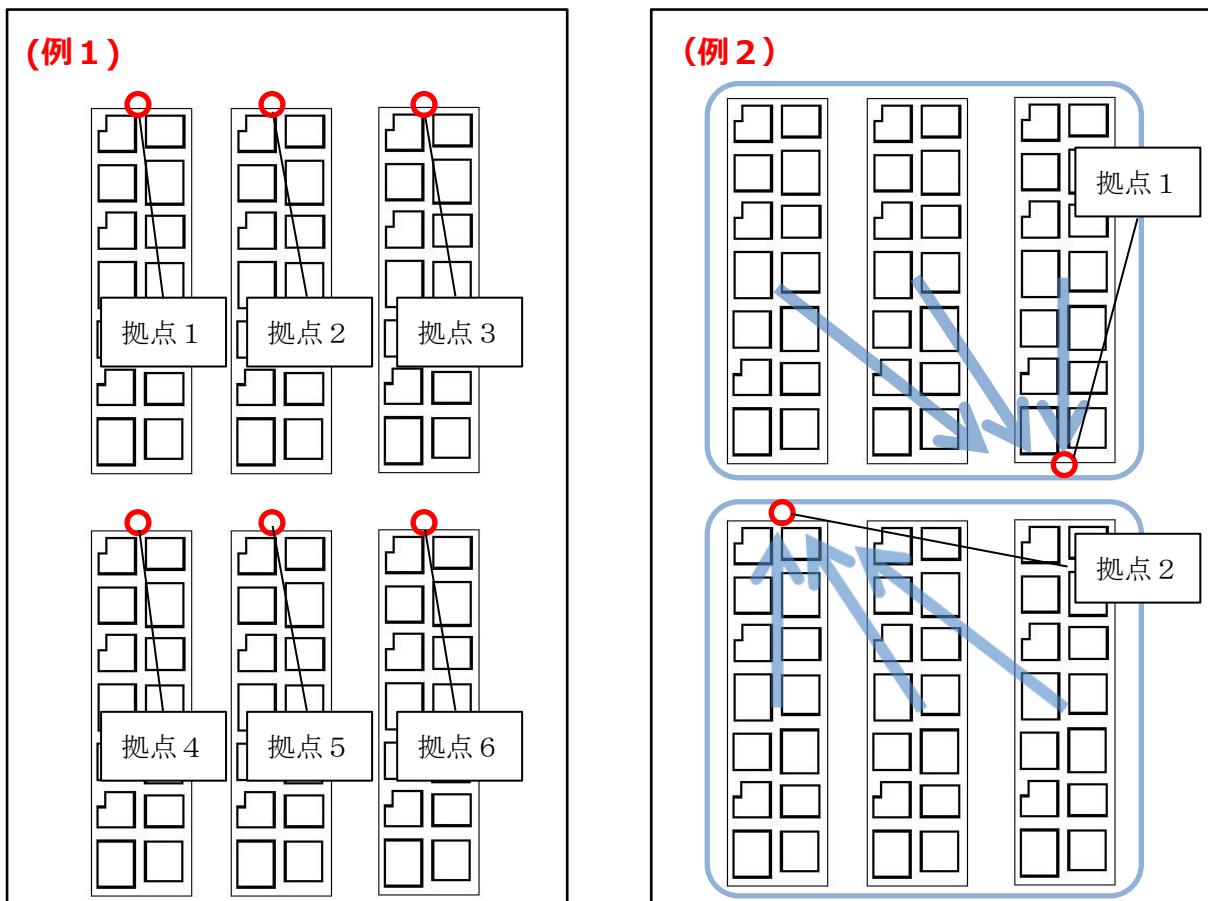
A9 : 別紙の「四日市市内再生資源リサイクル受入店名簿」を参考に、各事業者にお問い合わせください。事業者ごとに取り扱う資源物の品目等が異なりますのでご注意ください。

Q10 : 会計担当が変わった場合、変更届を提出する必要がありますか？

A10 : 会計担当が変更になった場合は変更届の提出は必要ありません。変更届の提出が必要なのは、代表者または振込口座が変更になった場合です。

Q11 : 資源物を集める拠点について、何世帯に1か所程度なら助成金の対象になりますか？

A11 : 地域によって事情も異なるので、具体的に世帯数を定めるものではありません。下図（例1）のように、1街区に1か所程度の拠点を設けていただければ、交付の対象となります。なお、下図（例2）のように、できるだけ拠点を集約していただくと、収集の手間や費用を下げることができ、売却益の増加も見込めます。



訂正の方法について

訂正の方法は、誤った部分を元の字がわかるように2本線で消し、その上部に正しく記載します。

※注意点…修正液等で修正した書類や、摩擦で消えるボールペンで記入した書類は受理できかねますので、ご注意ください。